

# 日本旅行健康保険組合同規約

## 第1章 総則

(組合の目的)

**第1条** この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

**第2条** この組合は、日本旅行健康保険組合という。

(組合の事務所等)

**第3条** 組合の事務所は、次の場所に置く。

東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング10階

(設立事業所の名称及び所在地)

**第4条** この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表1のとおりとする。